

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成16年11月25日(2004.11.25)

【公開番号】特開2001-45206(P2001-45206A)

【公開日】平成13年2月16日(2001.2.16)

【出願番号】特願平11-216751

【国際特許分類第7版】

H 04 N 1/00

B 41 J 2/21

【F I】

H 04 N 1/00 106 C

B 41 J 3/04 101 A

【手続補正書】

【提出日】平成15年12月8日(2003.12.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】画像処理装置および画像処理方法

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

光学機構を使用して原稿を読み取る読み取手段と；

上記読み取手段が読み取った画像を記録する記録手段と；

装填されているインクカートリッジの種類を判断するカートリッジ種類判断手段と；

上記カートリッジ種類判断手段が判断したインクカートリッジが、上記読み取手段が読み取った画像に応じたインクカートリッジであるか否かを判別する判別手段と；

上記読み取手段が読み取った画像に応じたインクカートリッジが装填されていないと、上記判別手段が判別すると、使用者にその旨を通知する通知手段と；

を有することを特徴とする画像処理装置。

【請求項2】

請求項1において、

上記判別手段は、上記読み取手段が読み取った複数ページの画像の全てに基づいて、装填されているインクカートリッジが適正であるか否かを判別する手段であることを特徴とする画像処理装置。

【請求項3】

請求項2において、

上記記録手段は、上記通知が行なわれた後、上記読み取手段が読み取った画像に応じたインクカートリッジが装填されないと、記録動作を実行しない手段であることを特徴とする画像処理装置。

【請求項4】

所定の回線を介して、相手機と交信可能な通信手段と；

上記通信手段が受信した受信画像を記録する記録手段と；

装填されているインクカートリッジの種類を判断するカートリッジ種類判断手段と；
上記カートリッジ種類判断手段が判断したインクカートリッジが、上記通信手段が受信した画像に応じたインクカートリッジであるか否かを判別する判別手段と；
上記通信手段が受信した画像に応じたインクカートリッジが装填されていないと、上記判別手段が判別すると、使用者にその旨を通知する通知手段と；
を有することを特徴とする画像処理装置。

【請求項 5】

請求項 4 において、

上記判別手段は、上記通信手段が受信した複数ページの画像の全てに基づいて、装填されているインクカートリッジが適正であるか否かを判別する手段であることを特徴とする画像処理装置。

【請求項 6】

請求項 5 において、

上記記録手段は、上記通知が行なわれた後、上記通信手段が受信した画像に応じたインクカートリッジが装填されないと、記録動作を実行しない手段であることを特徴とする画像処理装置。

【請求項 7】

光学機構を使用して原稿を読み取る読み取段階と；

上記読み取段階で読み取った画像を記録する記録段階と；

装填されているインクカートリッジの種類を判断するカートリッジ種類判断段階と；

上記カートリッジ種類判断段階で判断したインクカートリッジが、上記読み取段階で読み取った画像に応じたインクカートリッジであるか否かを判別する判別段階と；

上記読み取段階で読み取った画像に応じたインクカートリッジが装填されていないと、上記判別段階で判別すると、使用者にその旨を通知する通知段階と；

を有することを特徴とする画像処理方法。

【請求項 8】

請求項 7 において、

上記判別段階は、上記読み取段階で読み取った複数ページの画像の全てに基づいて、装填されているインクカートリッジが適正であるか否かを判別する段階であることを特徴とする画像処理方法。

【請求項 9】

請求項 8 において、

上記記録段階は、上記通知が行なわれた後、上記読み取段階で読み取った画像に応じたインクカートリッジが装填されないと、記録動作を実行しない段階であることを特徴とする画像処理方法。

【請求項 10】

所定の回線を介して、相手機と交信可能な通信段階と；

上記通信段階で受信した受信画像を記録する記録段階と；

装填されているインクカートリッジの種類を判断するカートリッジ種類判断段階と；

上記カートリッジ種類判断段階で判断したインクカートリッジが、上記通信段階で受信した画像に応じたインクカートリッジであるか否かを判別する判別段階と；

上記通信段階で受信した画像に応じたインクカートリッジが装填されていないと、上記判別段階で判別すると、使用者にその旨を通知する通知段階と；

を有することを特徴とする画像処理方法。

【請求項 11】

請求項 10 において、

上記判別段階は、上記通信段階で受信した複数ページの画像の全てに基づいて、装填されているインクカートリッジが適正であるか否かを判別する段階であることを特徴とする画像処理方法。

【請求項 12】

請求項 1 1 において、

上記記録段階は、上記通知が行なわれた後、上記通信段階で受信した画像に応じたインクカートリッジが装填されないと、記録動作を実行しない段階であることを特徴とする画像処理方法。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0031

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0031】

上記実施例では、受信した画像データの全てのページが、カラーページ、モノクロページ、カラーページとモノクロページとの混在のうちのどれに相当するかを判断している（S401）が、上記受信した画像データの代わりに、シートスキャナ112等によって読み取られた読み取った画像データを使用するようにしてもよい。